

200703

新型コロナウイルス感染症従事者慰労金 医療機関独自の変更は不可
7/1 厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A (第3版) について」を発売し「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者への慰労金」「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児 医療体制確保事業」「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の疑義解釈を示しました。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の概要は下記 (6/18 レポート参照)。

Q 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関の中で独自に対象者や額を変更されることがあるのでしょうか。

○**給付額は6/18レポートの図のとおりとなります。対象者および給付額の考え方を医療機関で変えることはできません。**

Q 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

○慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。

○例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、都道府県に申請いただくことになります。

Q 「患者と接する医療従事者や職員」の「患者」は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者）に限定されるのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限られません。他の疾病による患者も含まれます。

Q 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。併せて、公立の医療機関等の公務員も対象となりますか。

○資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。公立の医療機関等の公務員も対象となります。

Q 委託業者の職員は、給食、院内清掃、寝具類洗濯、院内保育施設、機器保守点検業務などは対象となるのでしょうか。

○委託業者の職員については、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によって判断いただきます。

○なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくく考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。

Q 医療機関等内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象となるのでしょうか。

○対象外となります。

Q 「10 日以上勤務」の1日の数え方はどうなるのでしょうか。複数の医療機関等で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。

○1日当たりの勤務時間数に問わず、勤務日数を数えてください。なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。また、複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算して構いません。

Q 医療機関等で勤務している職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。また、居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいでしょうか。

○勤務する医療機関等を通じて、医療機関等が所在する都道府県が定める申請窓口へ申請を行っていただきます。

○また、医療機関等においては、医療機関等に勤務する職員の申請をとりまとめいただきます。この際、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めていただきます。その上で、各都道府県が指定する申請先に提出いただく必要があります（オンラインによる申請の準備中）。

※詳細は勤務する医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認ください（7/1 現在準備中）。

Q 派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。

○派遣・委託業者の職員については、医療機関等において、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社・受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうなどにより、医療機関等からまとめて申請することを想定しています。※詳細は勤務されている医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認ください（7/1 現在準備中）。

Q 複数の医療機関等に勤務し、いずれでも要件を満たす場合はどのように申請すればよいでしょうか。

○今回の慰労金は、主として勤務する医療機関等で申請いただくことを基本としています。2か所以上の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関等でも10日以上勤務するなどの要件を満たす場合には、いずれの医療機関等で申請を行っていただいても構いません。

○なお、慰労金は、令和2年度二次補正予算を財源として行つものとして、介護サービス事業所等や障害福祉サービス事業所等に従事される職員を対象とする慰労金を含め、お一人一回限りの給付となりますので、複数の医療機関等を通じた申請は辞退いただく必要があります。仮に、二重に給付を受けた場合には、不当利得として返還していただくことになります。

Q 医療機関等はどちらに申請すればよいでしょうか。

○標準的な申請事務としては、受付は各都道府県の国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。

○原則としてオンラインにより申請いただくこととしていますが、申請方法の詳細は7月1日現在調整中です。

※医療機関等への慰労金の支払いについても、国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。

Q 医療機関等を既に退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。

○原則として、勤務されていた医療機関等を通じて申請してください。勤務していた医療機関等を通じて申請が難しい場合は、勤務されていた医療機関等の勤務証明書など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくことになります。※都道府県の申請案内を確認ください（7/1 現在準備中）。